

期日前投票

投票日に出張や旅行、入院などのため投票できない人は「期日前投票」ができます。投票期間にご注意ください（詳しくは広報4月15日号をご覧ください）

● 場所・期間

・選挙管理委員会事務局

5月10日（月）～15日（土）

午前8時30分～午後8時

・各出張所

5月10日（月）～14日（金）

午前8時30分～午後5時

● 指定病院などに入院中の人

指定病院などに入院している人は、その施設で不在者投票ができます。病院長や施設の管理者に申し出てください。

● 市外に滞在中の人

本人が「宣誓書・請求書」を添えて長門市選挙管理委員会に不在者投票の請求をしてください。投票用紙を送付しますので、その投票用紙を持って滞在市町村の選挙管理委員会に行き、不在者投票をします。請求は早めに行ってください。

郵便等による不在者投票

公職選挙法の一部が改正され、郵便等による不在者投票についても「代理記載制度」が新たに創設されました。

● 対象者

① 身体障害者手帳に両下肢などの

障害は1級か2級、内蔵機能の障害は1級か3級、免疫の障害は1級から3級と書いてある人

② 戦傷病者手帳に両下肢などの障害は特別項症から第2項症、内蔵機能の障害は特別項症から第3項症と書いてある人

③ 介護保険の被保険者証に要介護5と書いてある人

対象者は「郵便投票証明書」の交付を受けて、自宅などで不在者投票ができます。投票用紙の請求は5月12日（水）までです。

代理記載制度の創設

郵便投票等による不在者投票の対象者で次に該当する方は、あらかじめ長門市選挙管理委員会の委員長に届け出た者（代理記載人）に投票に関する記載をさせることができますようになりました。

① 身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が1級と書いてある人

② 戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症と書いてある人

代理記載制度による投票を行うには「郵便投票等証明書」に加え、あらかじめ手続き（代理記載のための申請、代理記載人の届出）が必要で

※詳しくは選挙管理委員会事務局までお問い合わせ下さい

必要です。

必要です。

必要です。

必要です。

必要です。

必要です。

必要です。

投票所のご案内

投票は、決められた投票所で行うことになっていきます。郵送された「入場券」で投票所を確認してください。

投票区投票所名	場 所	該 当 行 政 区
通	通公民館会議室	通1～13区
田ノ浦	田ノ浦会館	通14～16区
白瀧	白瀧公民館	白瀧1～3区
仙崎第一	仙崎小学校屋内運動場	祇園・南・幸・旭・錦・新屋敷・新開町区、鳥越1・2区
仙崎第二	あおい幼稚園	栄・本・北本・洲崎・今浦・鍛冶屋・中新・新町区
大日比	大日比公会堂	大日比区
大泊	青海島地区多目的研修集会所	大泊区
青海	青海集落センター	青海区
田屋	田屋公会堂	田屋区
湊	湊2区公会堂	駅前・湊1東・湊1西・湊2・湊中央・湊3区
正明市	中央公民館玄関ホール	中山・緑ヶ丘・藤中・江良・正明市1～5・上郷・下郷区
上川西	上川西市営住宅集会所	下川西・後ヶ迫・上ノ原・開作・境川区、上川西1・2区
板持	板持公会堂	板持1～4区
河原	河原活性化センター	殿台・大河内・小河内・河原区
湯本	湯本温泉旅館協同組合会議室	門前・湯本・三ノ瀬区
渋木	大畑小学校屋内運動場	山小根・渋木中・坂水・渋木1～3区
大埜	大埜集会所	大埜区
真木	真木公会堂	真木区
木津	木津区民館	小原・木津区
大羽山	俵山公民館会議室	郷・黒川・大羽山区
湯町	湯町区公民館	湯町・上政・上安田・下安田・七重区

● 選挙についての問い合わせは

選挙管理委員会事務局 ☎23-1167 FAX 23-1978



有権者の総参加を喚起するために、午前7時（投票開始）、正午（定時）、午後7時（終了1時間前）にサイレンを吹鳴します。